

明文改憲が目指すもの—緊急事態条項、24条、9条をめぐって

清末愛砂（室蘭工業大学大学院工学研究科ひと文化系領域准教授）

1. 保守改憲勢力の憲法観

- 強い国家を目指す。そのために以下が必要
 - 愛国心の強化、国家への忠誠心
 - 個人主義の否定（利己主義として批判）し、国家存立のために人権制約
 - 家族を社会の構成単位と位置づける：国家の土台は家族という細胞が作るという発想、家族の助け合い（家族内での監視、社会保障の削減／否定）、当事者主義の否定
 - 平和＝安全保障の問題と位置づける（⇔平和の権利性の観点から人権の枠組でとらえるべきもの）、国際社会の安全保障体制への寄与
 - 経済活動の規制緩和：新自由主義経済の促進（強者のための国家）

2. 明文改憲のターゲット

- 大きなターゲットとして予想されるもの
 - 緊急事態条項（国家緊急権）の導入
 - 自由党憲法調査会「日本国憲法改正要綱案」（1954年11月）、日本会議新憲法研究会「新憲法大綱」（2001年：日本を守る国民会議による1993年版の改訂版）、自民党政務調査会憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年）、自民党「日本国憲法改正草案」（2012年）
 - 2011年東日本大震災&2015年の仏同時多発テロ以後に自民党が議論を再活発化
 - 24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）
 - 自由党憲法調査会「日本国憲法改正要綱案」（1954年11月）、日本会議新憲法研究会「新憲法大綱」、自民党政務調査会憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年）、自民党「日本国憲法改正草案」（2012年）
 - 24条が嫌われる理由：保守改憲勢力の国家観を完全否定⇒反撃へ
 - 環境権の導入（公明党）：13条（個人の尊重、声明・事由・幸福追求の権利の尊重）と25条（生存権、国の社会的使命）により、すでに学説上確立済み⇒導入の必要性はない
 - 参院選挙区の合区解消（憲法43条1項の改正）：改憲のハードルが低い
- 保守改憲勢力による長年のターゲット：緊急事態条項、24条改憲、そして以下の9条改憲
- 9条（戦争の放棄・軍備及び交戦権の否認）はどうか？
 - サンフランシスコ講和条約（1952年）以降の流れ：保守改憲政党による再軍備化（24条改憲とともに）要請の始まり。
 - 自由党憲法調査会「日本国憲法改正要綱案」（自衛隊創設から4か月後）：最少限度の軍隊の設置

- 9条とりわけ9条2項「戦力の不保持」に対する改憲の欲望
 - 日本会議新憲法研究会「新憲法大綱」：国軍の設置
 - 自民党「新憲法草案」（2005年）及び「日本国憲法改正草案」（2012年）：
「自衛軍」（2005年）・「国防軍」（2012年）の創設案
 - 2015年9月19日の一連の安全保障関連法の強行可決により、事実上の「解釈改憲」
 - 9条明文改憲は国民からのアレルギーも想定されるため、近い将来の明文改憲はハードルが高い（?）。しかし・・・
- ⇒2016年11月の米国大統領選の結果の影響（改憲勢力大喜び）が追い風に
- 米国大統領選でトランプ氏が勝利：9条改憲を正当化するために利用する可能性
 - 米国とともに世界の安全保障に寄与するために、日本の軍事力を高める（＝トランプ氏率いる米国との関係強化・連携）、米軍の肩代わり
 - 自国の防衛力の強化
 - 積極的平和主義の下で進められる軍事主義の拡大の一環としての明文改憲

3. 緊急事態条項とは何か？

- 「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」（芦部信喜『憲法第4版』岩波書店、2007年、359頁）
 - 憲法秩序の停止：立憲主義の崩壊・破壊へ
 - 非常措置の名の下で、国家権力の一部が大幅な権限を掌握できる。
 - 国家の存立＞民衆の生命（歴史は語る！国家は民衆を守らない）
- 大日本帝国憲法：緊急命令（8条：天皇による緊急勅令、70条：政府による緊急財政処分）、戒厳宣告（14条：天皇による戒厳宣告）、非常大権（31条：天皇大権）
 - 8条の多用：例 関東大震災時（軍の出動、鎮圧、朝鮮人・中国人虐殺）
 - 日本国憲法にいかされる大日本帝国憲法の反省（金森徳治郎国務大臣の弁：1946年7月15日、第13回帝国憲法改正案委員会）
 - 阪神教育闘争時の非常事態宣言（1948年4月、GHQによる宣言。朝鮮人に対する大弾圧）
- 自民党「日本国憲法改正草案」（2012年）より：9章の新設（98条案、99条案）
 - 「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」（98条1項案）に対する緊急事態宣言
 - 民衆による抗議行動が<内乱>とみなされる可能性
 - 災害・被災対策は憲法ではなく、個別法すべきもの
 - 「**百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。**」（98条3項案）
 - 長期間、緊急事態宣言が効力を持つ可能性（危険な政権ほど、長期政権維持の手段を欲しがる）
 - 「**内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる**」（99条1項案）
 - 人権を制限するような政令が乱発される可能性

- 「**内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い**」(99条1項案)
 - 財政的な徴収が可能(=安全保障の名目で武力行使のための予算獲得)。
財政上の処分も可能。
- 「**地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる**」(99条1項案)
 - 自治体の権限の否定も可能。政府から「必要な指示」が出されたら、自治体の長はそれを拒否しにくい。
- 「**緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。**」(99条3項案)
 - 服従命令の対象：何人
 - 守られる対象：国民の生命、身体及び財産のため・・・差別的
- 「**その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されない**」(99条4項案)
 - 選挙の引き伸ばしによる長期政権の維持が可能

4. 24条のさまざまな意義(憲法学通説から積極的解釈への発展)

- 家制度の廃止：消極的自由権と平等権の保障(通説)：とりわけ14条(平等原則)の枠組での理解する方向
- 家制度廃止以降の積極的解釈(1980年代～)：家族内のジェンダーに基づく差別や暴力の克服のための根拠条文。
 - 1970年代の女性解放運動や1980年代以降の女性学・ジェンダースタディースの影響
 - 個人の尊厳への着目：13条の枠組で理解すべき
- 平和主義を構成する根拠条文
 - 家制度の廃止=大日本帝国時代の軍事主義と結びついた家制度の否定(軍事主義・戦時体制とともにある家族秩序の否定)、軍事主義への反省、非暴力主義
- 社会権との結びつき：社会のジェンダー構造から生じる女性・子どもの貧困

5. 緊急事態条項新設と24条改憲は一連のもの：要注意

- 緊急事態条項新設と24条改憲のセットの意味
 - 国家・社会全体の統制：緊急事態条項の導入を武器に民衆が異議を唱えない国家作り
 - 家族内の統制：異議・不満が出ないように「家族の助け合い」の下で監視

6. おわりに：9条&24条一体化論が重要

- 24条改憲のハードルの低さ：日本社会のジェンダー意識を利用
- 平和運動・護憲運動の中で
 - 緊急事態条項と深く結びついた24条改憲の意味を共有する。
 - 保守改憲勢力の憲法観・積極的平和主義に基づく軍事主義の拡大の一環としてなされようとしている明文改憲に抗するために、9条&24条一体化論に基づく活動を進める。